

国土強^{きょうじん}韌化地域計画策定等モデル調査実施団体の募集要項

平成 27 年 4 月 10 日
内閣官房国土強韌化推進室

1. 趣旨

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強韌化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）に基づき国土強韌化の取組を効果的に推進するためには、地方公共団体が国土強韌化基本計画等との調和を図りつつ、基本法第 13 条に規定する国土強韌化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定し、地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することが極めて重要です。

このため、内閣官房では、地域計画の策定に向けた全国的な状況等を踏まえ、今年度、モデルとなる地方公共団体を選定し、専門的知見に基づく助言等を行うことを通じ、必要な情報を収集し、集約するため、国土強韌化地域計画策定等モデル調査（以下「本調査」という。）を行い、その結果等を全国の地方公共団体等に提示し、共有することなどにより、地域計画の策定等地域における強韌化の推進に向けた取組みを促進します。

本調査の概要（別紙「国土強韌化地域計画策定等モデル調査の概要」を参照。）を踏まえ、他地域のモデルとなる地域計画の策定等を希望する地方公共団体においては、本要項に従って応募してください。

2. 応募資格者

「共通課題連携型調査」、「単体型調査」（それぞれ、別紙において定める「共通課題連携型調査」、「単体型調査」をいう。以下同じ。）の別に、以下のとおりとします。

(1) 共通課題連携型調査

特定共通課題（別紙において定める「特定共通課題」をいう。以下同じ。）につき、平成 27 年度中に連携・協力して検討を行い、同年度以後に地域計画等への反映を予定し、かつそのための案を同年度内に作成することを予定する複数の地方公共団体（複数の地方公共団体が共同して一の地域計画を策定することを予定する場合の当該複数の地方公共団体を含む。）

(2) 単体型調査

地域計画の策定に向けて、平成 27 年度内に同計画の案の作成を予定する地方公共団体（但し、複数の地方公共団体が共同して一の地域計画を策定することを予定する場合の当該地方公共団体は除く。）

3. 応募に際しての要領及び留意事項

- (1) 応募は、別添の様式 1 又は様式 2 の応募書類に簡潔 ^{めいりょう} 明瞭 に記入の上、郵送又は電子メールにて御提出ください。応募の締切りは平成 27 年 5 月 2 日（金）17 時（~~メ~~切厳守）とします。

なお、応募様式を電子媒体で入手したい場合は、下記にお問い合わせいただければ、電子メールにて様式を送付します。

（提出先及び問合せ先）

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館

内閣官房国土強靱化推進室 伊藤

TEL : 03-6257-1775（直通）

E-mail : tetsuya.itou@cas.go.jp

- (2) 都道府県においては、「共通課題連携型調査」、「単体型調査」の両方に応募していただくことが可能です。市区町村においては、「共通課題連携型調査」、「単体型調査」のうち、いずれか 1 つを選択した上で応募してください。
- (3) 「共通課題連携型調査」について、複数の市区町村が希望する場合、又は複数の都道府県及び市区町村が希望する場合（都道府県と、市区町村の区域を包括する都道府県とが異なる場合に限る。）には、原則として当該市区町村の区域を包括する都道府県において、別添様式の該当箇所に必要事項を記載していただいた上で、御提出ください。

4. 本調査の実施対象とする地方公共団体の選定

内閣官房は、応募書類等を基に、「共通課題連携型調査」、「単体型調査」の別に、調査対象とする地方公共団体を選定します。

なお、選定に当たっては、以下を総合的に勘案します。

(1) 共通課題連携型調査

地域特性、特定共通課題についての具体性、必要性及び緊急性、当該特定共通課題の解決等に向けたこれまでの検討等の状況、当該特定共通課題に関する連携方策の必要性及び今後の検討を進める上での地方公共団体間の協力・連携体制の構築に係る状況、地域計画の策定等に向けたこれまでの取組状況及び今後の予定等

(2) 単体型調査

地方公共団体の地域特性、想定する事態の深刻度及び典型性、計画策定に

向けた準備状況、市区町村の場合は当該市区町村の区域を包括する都道府県との連携状況等

応募者に対しては、必要に応じ、打合せ、メール、電話、追加参考資料等による補足説明をお願いする場合があります。結果は全応募者に通知します。

5. その他

- (1) 提出いただいた応募書類等については、返却しません。
- (2) 本調査の趣旨を御理解いただき、他の地方公共団体の参考となる情報の提供に御協力いただくようお願いします。
- (3) 本調査の実施対象となった場合にも、地域計画の策定等の主体はあくまでも当該地方公共団体であり、地域計画の立案、決定に至る手続、関係機関との調整等は地方公共団体が自ら行うこととなります。
- (4) なお、「共通課題連携型調査」について、実施対象とする地方公共団体の選定後に、当該地方公共団体以外の地方公共団体が、別紙の1.(2)に記載する会議体への参画を希望する場合には、上記3.(1)の問合せ先に御相談ください。
- (5) その他不明点がある場合には、上記3.(1)の提出先及び問合せ先にお問い合わせください。

以上

(別紙)

国土強靱化地域計画策定等モデル調査の概要

平成 27 年度、標記モデル調査として、具体的に以下の 2 つの調査を、それぞれ実施します。

1. 複数の地方公共団体に共通する課題に関する連携方策のあり方を対象とした調査（以下「共通課題連携型調査」という。）

(1) 共通課題連携型調査の目的

複数の地方公共団体に共通する特定の課題（以下「特定共通課題」という。）及び特定共通課題に関する当該複数の地方公共団体等による連携方策のあり方について知見や情報の把握、収集等を行うことを目的とします。

なお、特定共通課題の想定例については、以下の通りです。

- ・ 広域自然災害への対応
- ・ 地方公共団体の区域外からの通勤者や観光客等の対応
- ・ 特定の分野における強靱化施策の連携のあり方

また、想定する連携のイメージについては、以下の通りです。

- ・ 隣接する都道府県間等
- ・ 連携中枢都市圏（三大都市圏以外の、指定都市又は中核市と近隣の市町村による圏域等）内の市町村間
- ・ 定住自立圏（三大都市圏以外の、人口 5 万程度以上等の市を中心とする圏域）内の市町村間
- ・ その他、地域的結び付きが強い市区町村間や、防災上の相互応援を行う地方公共団体間等

(2) 具体的な実施方法

原則として特定共通課題ごとに、当該特定共通課題及びそれに関する連携方策のあり方について討議するための会議体を、地方公共団体又は内閣官房（広域的課題に対応する場合）が設置し、有識者委員（旅費、謝金等の支払いを含む。）による討議過程を通じて知見や情報の把握、収集等を行うこととします。

なお、内閣官房は、共通課題連携型調査の実施に必要な業務を民間企業等に委託します。

(3) 共通課題連携型調査の実施対象として予定する地方公共団体

特定共通課題につき、平成 27 年度中に連携・協力して検討を行い、同年度以後に地域計画等への反映を予定し、かつそのための案を同年度内に作

成することを予定する複数の地方公共団体とします。

なお、上記複数の地方公共団体については、

- ① 複数の都道府県の場合、
- ② 複数の市区町村の場合、
- ③ 複数の都道府県及び市区町村の場合、

のいずれも、実施対象として予定しています。但し、②の場合、及び③のうち、都道府県と、市区町村の区域を包括する都道府県とが異なる場合には、当該市区町村の区域を包括する都道府県も、②の会議体に共に参画することなどにより、当該市区町村での検討に対して助言等の支援等を行う予定であることを要します（このほか、応募に際しての条件として、「国土強靱化地域計画策定等モデル調査実施団体の募集要項」（(3)において「募集要項」という。）の3. (3)を参照。）。

また、地域計画の策定の有無（募集要項の3. (1)の応募の締切りとする日の経過時を策定の有無の基準時とする。（3)において同じ。）という観点からは、

- (i) 地域計画を策定した地方公共団体が、特定共通課題の検討を深化させ、平成27年度以後に地域計画の改定や国のアクションプランに相当する計画の策定への反映を予定する場合
- (ii) 地域計画を策定することを予定する場合（複数の地方公共団体が共同して一の地域計画を策定することを予定する場合を含む。）

のいずれも、実施対象として予定しています。

2. 一の地方公共団体による地域計画の策定に向けた検討過程等における課題を対象とした調査（以下「単体型調査」という。）

(1) 単体型調査の目的

一の地方公共団体が、地域特性を踏まえつつ、地域計画の策定過程で設定する「脅威とを感じる自然災害」、「回避すべき起きてはならない最悪の事態」等について把握、収集等を行うことを目的とします（但し、1. の特定共通課題は除く。）。

(2) 具体的な実施方法

単体型調査の対象とする地方公共団体による地域計画の策定に対し、専門家等による助言（旅費、謝金等の支払を含む。）、必要な情報の整理等を行い、その過程を通じて(1)で述べる課題について必要な情報を収集します。

なお、内閣官房は、単体型調査の実施に必要な業務を民間企業等に委託します。

(3) 単体型調査の実施対象として予定する地方公共団体

地域計画の策定に向けて、平成 27 年度内に同計画の案の作成を予定する地方公共団体とします。（但し、複数の地方公共団体が共同して一の地域計画を策定することを予定する場合の当該地方公共団体は除く。）